ご利用ください！住宅改修資金補助制度

町では、地域経済の活性化を図るため「寄居町住宅改修資金補助金交付要綱」を制定し、町民が町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助しています。補助制度の概要については、次のとおりです。

対象

次の①から④の要件をすべて満たす方

①町内に居住し、町の住民基本台帳に登録されている方、または外国人登録原票に登録されている方

②対象となる住宅を所有し、かつ居住されている方

※ただし、やむを得ない理由があるときは、当該住宅に居住する者に代えることができます。

③町税、水道料金、下水道料金、農業集落排水処理施設使用料を滞納していない方

④対象となる改修工事について、町等で実施している類似の補助制度と重複する申請をしていない方

※類似の住宅改修補助制度とは、次の①から④の制度です。

①寄居町重度障害者居宅改善整備費補助制度

②寄居町合併処理浄化槽設置整備事業補助制度

③寄居町住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

④『介護保険法』に基づく居宅介護または介護予防の住宅改修制度

対象となる住宅

次のいずれかの建築物です。

・個人住宅（自己の居住用の建築物）

・併用住宅（個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ）

・集合住宅（アパート等の所有者の自己居住部分のみ）

対象となる工事

町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上（消費税および地方消費税を除く）で毎年2月末日までに完了する住宅改修工事（耐震改修工事を含む）です。

主な改修工事例

・屋根や外壁の改修や塗装

・床、内壁、壁紙、天井等の改修

・部屋の防音や断熱工事

・手すり設置や段差解消工事

・間取りの変更工事

・浴室、台所、トイレ等の水回りの改修工事

対象外の工事

補助対象工事は部分的な改修工事を伴うものとし、住宅の新築や建替え工事、カーテン・畳・じゅうたん、襖（ふすま）・障子・サッシ・建具、給湯器等の単体製品の交換、家具や電気製品の購入費用、公共下水道または農業集落排水処理施設への接続工事、門や塀などの構築物や車庫・物置等の改修は対象外です。

なお、対象工事であっても、本要綱に基づく交付決定前に着手した工事は、補助対象外となりますので、工期には十分注意してください。

補助金額

改修工事に要した費用のうち、10％に相当する金額（千円未満は切り捨て）とし、20万円を上限とします。

補助の実施期間

この補助制度は地域経済の活性化を促進させることを目的に、平成25年度まで実施しています。なお、改修工事は、各年度の2月末日までに完了することとなっていますので、ご注意ください。また、本制度は先着順ですので、補助枠がなくなり次第終了となります。

その他

国が行っている住宅エコポイント制度については、この補助金制度とは別に運用されますので、エコポイント対象基準の製品を使用する場合には、別途所定の手続きをとる必要があります。

問い合わせ／商業観光振興課（☎581・2121内線441）へ。

募集しています！女性消防サポーター

町では今年度から、消防防災力の強化の一環として、現在の常備消防（深谷市消防本部）、消防団、自主防災組織に加え、新たに「寄居町女性消防サポーター」制度を発足させます。

大規模な自然災害等が発生すると、自衛隊、警察、消防等の組織が中心となり活動が展開されますが、支援を必要とするすべての場所で活動が開始されるまでには、相当な時間が経過することが想定されます。

このため、組織的な活動が展開されるまでの間は、隣近所等の住民で組織する自主防災組織が中心となり、日ごろの訓練等を通じて災害時への対応をすることとなります。

女性消防サポーターは、家庭や地域の状況をよく知り、サークル活動などで情報交換の機会が多い女性の立場から、高齢者や子ども等への気配りなど、従来とは違った視点で災害への取り組みを検討し、防災意識の向上を図るために活動します。今後、消防や防災に関する研修等を重ね、地域で防災のリーダーとして活動し、町全体の消防防災力のアップを図りたいと考えています。

対象／次の①～④の要件をすべて満たす方

①20歳以上60歳未満の女性の方

②町内に住所、または勤務地を有する方

③品行方正で消防および防災の活動に深い関心と理解を有する方

④職務の遂行に耐えられる心身ともに健康な方

定員・任期／40人以内・2年※町長より委嘱書が交付されます。再任も可能です。

活動内容／

・火災予防に関する広報活動に関すること。

・火災消火方法等に関すること。

・救急処置技術等の習得に関すること。

・防災訓練や防災に関する講演会等への協力に関すること。

・高齢者や子ども等への防災講話等に関すること。

・消防団や自主防災組織等との連携活動に関すること。

・その他目的を達成するための事業

申し込み／総務課に備え付けの申し込み用紙に必要事項を記入し、提出してください。町公式ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。申し込み多数の場合は希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。

その他／謝金を支給します。また、ユニホーム（キャップ、ジャンパー、ポロシャツ等）の貸与、活動中の傷害保険に加入をします。

問い合わせ／総務課（☎581・2121内線313）へ。

緑のカーテン 費用の一部を補助します！

～緑のカーテンで涼しい夏を過ごしましょう～

町では、町内の建物を緑の植物で覆う壁面緑化を行った方に対して、費用の一部を補助します。今年の夏は、緑のカーテン作りにチャレンジしてみませんか。

対象／平成24年度中に、町内に所有、または借用している建物にネットや支柱などを使い、つる性の植物で3㎡以上の壁面緑化を実施した個人、または法人で、町税を滞納していない方

対象となる経費／①苗、種、プランター、土、肥料などの植栽経費②植物のつる等を這（は）わせるために使用するネット、支柱などの補助機材

補助金の額／補助対象経費のうち、平成24年度中に購入した額で、5,000円を上限とします（ただし、1,000円未満は切り捨て）。

申請方法／生活環境課、総合案内、男衾・用土両連絡所に備え付けの申請書に必要な内容を記入し、添付書類とともに、生活環境課へ申請してください（申請書は町公式ホームページからもダウンロードできます）。

※事業実施後の申請となりますのでご注意ください。

添付書類／緑のカーテンを実施したことがわかる写真、緑のカーテンに要した経費の領収書（購入品目が確認できるもの）

受付期間／6月1日（金）～8月31日（金）

※受付期間中でも予算額に達した時点で受付を終了します。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線223、224）へ。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付について

地球温暖化を防止する取り組みの一環として、個人の住宅に太陽光発電システムを設置する町民の方を対象に補助金を交付します。

対象／次のすべての要件を満たす方

①自ら所有し居住する町内の住宅（併用住宅の場合、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のもの）に電力を供給する目的で、発電システムを平成24年4月1日以降に設置する方（必ず設置の2週間前までに申請してください）

②住宅用太陽光発電システムの設置に対する平成24年度国庫補助事業（国に補助金の申請をし、申込受理決定通知書が届いていること）に該当している方

③町税を滞納していない方

④過去に同じ補助金の交付を受けていない方

⑤申請した年度の3月11日までに工事を完了し、実績報告書を提出できる方

補助金額／1キロワットあたり2万5千円（上限10万円）

提出書類等／次の①～⑤の書類を提出してください。

①住宅用太陽光発電システムの設置に対する平成24年度国庫補助金申込受理決定通知書の写し

②設置にかかる経費の内訳が明記されている工事請負契約書、または見積書の写し（建売住宅にあっては建築確認済証および売買契約書それぞれの写し）

③設置工事着工前の写真

④町税の滞納がないことの証明書

⑤その他町長が必要と認める書類

申請受付／交付申請書を受付順に審査し、予算の範囲内で交付決定を行います。受付期間中でも予算額に達した時点で受付を終了します。

※申請用紙の配布など、詳細は生活環境課へお問い合わせください。なお、申請用紙等は町公式ホームページからもダウンロードできます。

※郵送による申請は受付できません。

受付期限／12月28日（金）まで

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線223、224）へ。